

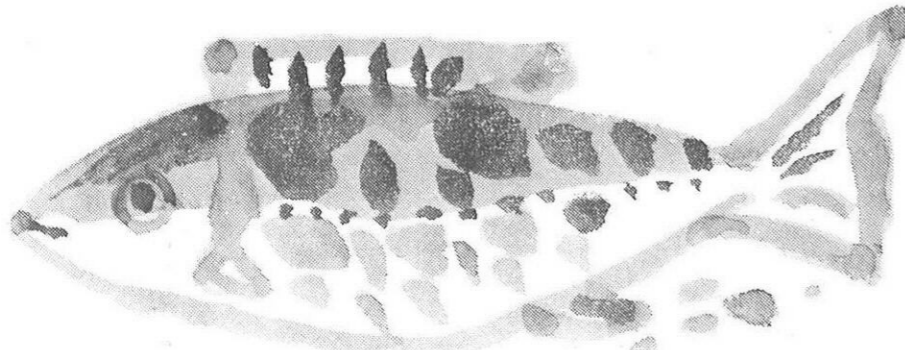
貸付け対象としての施設は、その施設を設置することが品質の向上、製品コストの引き下げなど、組合員の事業の合理化に寄与する施設であれば、別段指定はないが、消耗工具、什器、備品、または事務所或いはせいたくな施設、遊興、娯楽、都市の美化などに関する施設は除かれることになっている。

貸付けの内容

貸付金額 二十万円以上
 貸付率 事業費の1/2以内
 償還期間と方法 一年据置き、半年賦四年均等償還

締切りは

「設備近代化資金」の貸付け申請は六月末日までもよりの県事務所を経由して、県あてに提出することになっている。
 (「共同施設資金」は今のところ七月末日までの予定)
 県では、必要な調査を行なうとともに、貸付け審査会の審議を経て、貸付けを決定することとなる。
 なお、くわしいことは、もよりの県事務所、商工会議所、商工会、あるいは県商政課などに問い合わせること。(商政課)



は冷凍ショーケース
 のお店から

／ 魚屋さんの店舗改善運動 ／

食中毒の50%は、魚介類やその加工品に原因していると推定されています。
 魚屋さんの施設改善はもちろん、消費者のみなさんも食品衛生の立場から積極的な協力をお願いします。

有機燐製剤は
 皮膚について
 も中毒したり
 死亡したりし
 ます。



作業中の取扱いは特に注意しましょう
 ● パラチオン・テップなどは必ず、農家組合ごとに共同保存して下さい。
 ● その他の農薬も、鍵のかかる農薬保管箱を備えつけて確実に保存して下さい。

「雇用促進融資制度」のご案内

事業主の皆さんへ
 従業員の住宅や福祉施設の建設に
 この貸付金をご利用下さい

- 貸付けを受けられる方は
 - A 五人以上の移転就職者を雇い入れる事業主
 - B 雇用する移転就職者が移転就職者用宿舎に入居している事業主
 - C 労働大臣の指定する多数の求職者が居住している地域(指定地域)で、事業場を新設又は拡充し、新設の場合は三十人以上、拡充の場合は十人以上の労働者を雇い入れる事業主
 - D 指定地域に居住する労働者を、指定地域外の事業場に五人以上雇い入れる
- 貸付けの対象となる施設は
 - ★ 住宅、寄宿舎、衛生室、体育設備、共同浴場、食堂、炊事場、託児所、図書室、集會室、売店等
- 貸付けを受けられる事業主
 - E 三十五人以上の労働者を三人以上雇い入れる事業主
 - F 中小企業主の方で、住宅その他の福祉施設が不備なために、必要な労働者を雇い入れることが困難な方
 - ★ 法人である事業主の団体が雇い入れる上記の労働者を合計した数が一定数以上になる場合その他、それぞれの場合にに応じて貸付けを受けることができます。

★ 労働者住宅以外の福祉施設

貸付対象者の区分	施設の区分	率
中小企業事業主又は中小企業事業主が三分以上加入している団体	福祉施設	9/10
上記以外の事業主 又は事業主の団体	労働者住宅	7/10
	その他の福祉施設	8/10

■ 償還方法は
 三カ月ごと又は六カ月ごとの割賦元金均等償還です。
 ■ 受付は六月十五日まで
 申込用紙は次の代理店に備えて付けてあります。
 肥後銀行本店、八代支店、水俣支店、天草支店、肥後相互銀行、荒尾支店、熊本相互銀行、人吉支店
 (職業安定課)

資金の種類	施設の別	施設の構造	償還期限	据置期間
新築資金、増改築資金及び土地取得資金	労働者住宅	耐火構造	25年以内	なし
		その他の構造	20年以内	
設備備品購入資金	その他の福祉施設	耐火構造	20年以内	3年以内
		その他の構造	15年以内	
			5年以内	6月以内

■ 利率と償還期限は
 1 利率は、中小企業事業主又は中小企業事業主が三分の二以上加入している団体の場合は年六分五厘、その他のものは年七分です。
 2 償還期限及び据置期間は、設については、貸付け金の限度額は三百五十万円(特別な場合には一千万円)以内です。
 ■ 利率と償還期限は